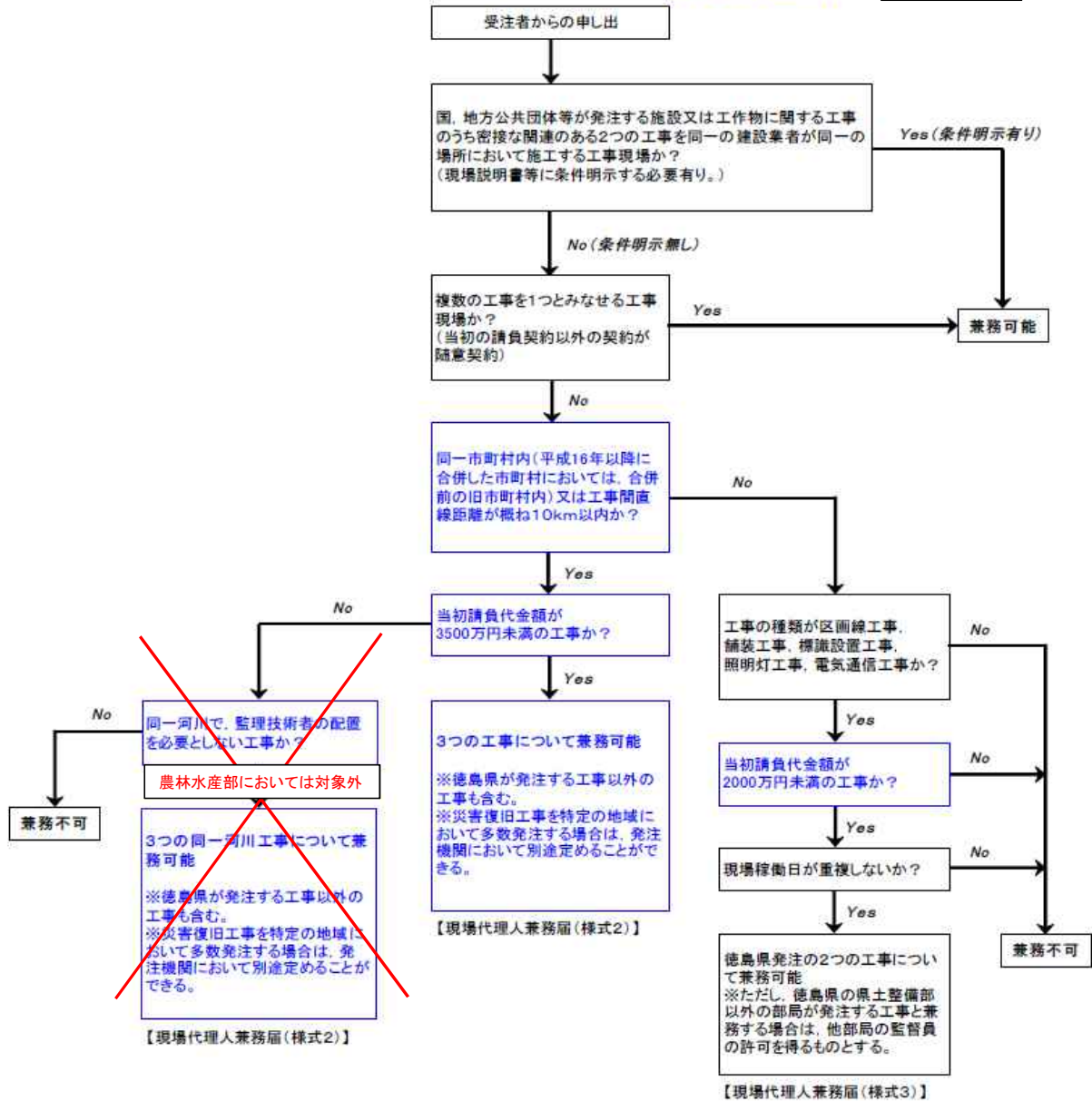


(3) フロー図（現場代理人の工事現場の兼務）（当面の運用）

マニュアルP18



現場代理人兼務届

令和 年 月 日

（発注者） 殿

（受注者名）

住 所

商号又は名称
代表者名

次の工事に係る現場代理人を兼務配置したいので届出します。
 なお、工事の施工に当たり、現場代理人は、監督員と常に連絡をとれる態勢とし、発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応を行います。
 また、関係法令等を遵守し、安全管理および工程管理に留意します。

現場代理人	氏名	生年月日	令和 年 月 日
		連絡先	
現場代理人を兼務させる予定の工事 ※8			
発注機関名			
工事名			
路線名等			
工事箇所	申請可能な場所：※4, ※8		
当初請負代金額	申請可能な金額：4,000万円未満 ※8 （同一河川の場合：4,000万円以上においても適用可能） ※7		
工 期	令和 年 月 日	～	令和 年 月 日
主任監督員名			
現場代理人の兼務となる他の工事 ※8			
発注者名			
工事名			
路線名等			
工事箇所	申請可能な場所：※4, ※8		
当初請負代金額	申請可能な金額：4,000万円未満 ※8 （同一河川の場合：4,000万円以上においても適用可能） ※7		
工 期	令和 年 月 日	～	令和 年 月 日
主任監督員等名	連絡先		
現場代理人の兼務となる他の工事 ※8			
発注者名			
工事名			
路線名等			
工事箇所	申請可能な場所：※4, ※8		
当初請負代金額	申請可能な金額：4,000万円未満 ※8 （同一河川の場合：4,000万円以上においても適用可能） ※7		
工 期	令和 年 月 日	～	令和 年 月 日
主任監督員等名	連絡先		

- ※1 各工事の主任監督員等と協議の上、記入すること。
- ※2 発注機関が異なる場合は、各工事の当初請負代金額及び建設工事の種類が分かる資料（入札公告書等）を添付すること。
- ※3 現場代理人の連絡体制の不備、工事に関係する事故が発生する等、現場代理人の兼務に支障があると判断した場合は、監督員と協議し、現場代理人の変更手続きを行うこと。
- ※4 同一市町村内（平成16年以降に合併した市町村においては、合併前の旧市町村内）又は工事間直線距離が概ね10km以内
- ※5 当初請負代金額は、消費税を含むので注意すること。
- ※6 本届は、各工事の監督員等に提出すること。
- ※7 ~~兼務する全ての工事が、「災害復旧」や「防災・減災、国土強靱化」のため、同一河川で実施する河川工事に限り、請負代金額の上限の適用を除外することができる。ただし、監理技術者の配置を要する工事は、請負代金額の上限額の適用を除外することはできないので注意すること。~~
- ※8 営業所の専任技術者又は経營業務の管理責任者を現場代理人に配置する場合は、次の兼務要件となるので注意すること。
 - ①兼務可能な件数：徳島県が発注する2つの工事
 - ②申請可能な場所：営業所と工事現場が同一市町村内（平成16年以降に合併した市町村においては、合併前の旧市町村内）又は営業所と工事間直線距離が概ね10km以内
 - ③申請可能な金額：3,500万円未満（建設業法第26条第3項に該当しない工事であること）

農林水産部においては対象外